障害児の母親が就労に向けて 職場や福祉サービスに求めること

―学齢期の知的障害児の母親を対象とした質問紙調査をもとに―

江尻 桂子*・松澤 明美**

問題と目的

障害児の母親の就労問題に関しては、国外では1990年代後半以降、米国やオーストラリアを中心に多くの研究が行われてきた(江尻、2013)。その背景には、先進諸国で働く女性が増加し、家庭内での無償労働(育児や介護)と家庭外での有償労働をどう両立させるかという問題が生じてきたことが関係している。また、各国で少子高齢化・核家族化が進むなか、「ケアを受ける側」の高齢者や障害者だけでなく、「ケアを行う側」の家族(女性の割合が高い)の健康や権利保障に関心が向けられたことも、障害児の母親の就労に注目されはじめた理由の一つであろう。ただ、それではこの問題に関して、国内においてすでに十分な研究の蓄積があるかと言うとそうではない。とりわけ、中・大規模調査による実証データをもとに、障害児の母親の就労の現状や課題を論じた研究は数少ない。

こうしたなか、我々はこれまでに、特別支援学校(知的障害)に通う児童生徒(6~18歳)の母親(243名)を対象に質問紙調査を実施し、これらの母親の就労率(49%)が、同じ地域に住む同年代の子をもつ母親の就労率に比べて2割程度低いこと、また、就労していない母親の6割近くが今後の就労を希望していることを明らかにした。さらに、母親の就労の可否には、母親の教育歴や健康状態、婚姻形態、福祉サービスの利用、子どもの年齢が関連していることを明らかにした(Ejiri & Matsuzawa、2019)。

これらの結果から、障害児の母親の就労支援に向けて、母親の健康の維持・向上や福祉 サービスの利用の促進が有用であることが示唆されたものの、母親自身が今後の就労に向 けて何が必要であると考えているのかについては、未だ明らかにされていない。

以上の問題意識のもと、本研究では、上記の質問紙調査において、障害児の母親らに「どのような条件がそろえば仕事に就く(続ける)ことができるか」を尋ねた際に得られた自由記述回答を分析する。これをもとに、障害児の母親の就労支援に際して、今後どのような取り組みが必要であるのかを考える。

^{*} 茨城キリスト教大学

^{**} 北海道大学

方 法

対象者

Ejiri & Matsuzawa (2019) による質問紙調査に協力した、特別支援学校に在籍する知的障害児 (6 ~ 18歳) の母親243名のうち、今後の就労継続や就労開始を希望している母親174名を対象とした。このうち就労者が104名、非就労者が70名である。

質問と回答形式

上記の母親に「どのような条件や環境がそろえば、仕事に就く(続ける)ことができますか」と質問した。回答用紙には、「子どもの状況」「自身の状況」「家族の状況」「職場環境や就労条件」「サポート体制やサービスの利用」「その他」の6つの回答欄を設け、該当することがあれば自由に記述してもらう形をとった。研究の実施に際しては、第一著者の所属機関の研究倫理委員会の承諾を得た(承認番号12-16)。

分析方法

上述の回答項目のうち、本研究では「職場環境や就労条件」「サポート体制やサービスの利用」の2項目に記入された内容を分析対象とする。なお、記入された内容の多くは、職場や福祉サービスに対する要望と認められるものが多かったため、以下では、各項目を「職場への要望」「福祉サービスへの要望」と呼ぶ。

分析手順としては、まず、記述内容をもとに各項目について4つのカテゴリに分類した。 以下に、各カテゴリの名称と分類基準を説明する。

【職場への要望】

- ①勤務の時間帯:時間帯の柔軟性,短時間勤務,出勤・退勤時間,夜勤や残業がないことなど
- ②休暇の取得しやすさ:通常時の休暇取得のしやすさ,子どもの体調不良時・学校行事のときの取得しやすさ,介護休業,介護休暇など
- ③障害や障害児の親への理解:子どもの障害への理解,障害児を持つ親への理解,周囲の人や上司の理解など
- ④その他:仕事の内容・給料・自宅からの距離(近い)など

【福祉サービスへの要望】

- ①平日の利用時間:デイサービスの時間延長、利用時間帯、早朝のあずかりなど
- ②休日・長期休暇の開所:土・日・祝日のサービスの利用,長期休暇中の利用時間の延 長など
- ③子の体調や障害レベルへの対応 緊急時の利用,学級閉鎖時や本人体調不良の時,障害の状態によって選別されない受け入れ体制など
- ④その他 施設の量の拡大,送迎のサービスや利用料金など

以上の基準をもとに、第一著者および大学生一名がそれぞれ独立に、母親らの自由記述回答について分類を行った。その結果、「職場」に関する分類の一致率は98.9%、「サービス」に関する分類の一致率は、97.6%であった。なお、2つ以上のカテゴリに分類される記述も少数ではあるが存在したため、分析結果においては、カテゴリごとに全回答のうち何%

がそのカテゴリに分類されたのかを示す。

結 果

回答者の内訳

対象者となった母親のうち、職場への要望を記入した回答者は、就労者(104名)の58%、非就労者(70名)の47%であった。いっぽう、福祉サービスへの要望を記入した回答者は、就労者の53%、非就労者の41%であった。

職場への要望

図1に、「職場への要望」の記述内容をカテゴリ別に分類した結果を示す。また、表 1、表 2 に、母親らによって記入された自由記述の内容を示す。全く同一の記述内容であった場合を除いて、すべての回答を、取捨選択せずに表に示してある(表 3、表 4 についても同様)。

表1 就労の継続に向けて「職場」に求めること(就労者)

①勤務の時間帯

【時間帯の柔軟性】勤務時間の希望が合う/勤務時間など選択できる/シフト組むときの希望をきいてくれる/シフト制での勤務時間の調整/フレックスや時短など、会社での就業時間を確保しつつ、子どもの対応ができる形で/労働時間が合えば就労可能、時間を変更できる/時間の融通がきくと気が楽/時間の使い方をある程度まかせてもらえる/通常時はスクールバス送迎時間を考慮・長期休暇中はデイサービスの利用時間を考慮して頂ければ 【短時間勤務】就労時間の短縮/短時間勤務/時短(支援学校のスクールバスは、帰りが早い)/フルタイムで働くことは現状難しい、パートなので働ける/平時の昼間のみの勤務/平日午前9時から午後4時までの勤務【出勤・退勤時間】出勤時間/出勤時間をおそく/子どもの帰宅時間には仕事が終わる/登下校の時間とかぶらなければ大丈夫 【夜勤や残業がないこと】夜勤がない/時間外勤務がない

②休暇の取得しやすさ

【通常時の休暇取得】休みが取りやすい,または変更できる/休みの希望が合う/休みやすい環境/年休が自由に取得できる/急な休みでも了承してくれる/ギリギリの人数で働いているので休みは許されない,そんな状況が変われば 【子どもの体調不良時・学校行事など】子どもが病気になった時に休みやすい/病気等でもすぐに休める/子どもの体調不良時に休みがとれる/学校行事の際,気がねせずに休める/学校行事に参加するときに有給が取りやすい/長期休みに,少し多く休みがとれるなどの制度 【介護休業(休暇)など】介護休暇の充実/介護休業制度/介護に関わる制度が使いやすいこと(無給でもよい)/介護休暇が使いにくい。老人と比べ,(障害児は)ケアする年月が長いので先が見えない/育児支援は年齢制限があるため,障害児に対する制度がもっと充実していると良い

③障害や障害児の親への理解

【子どもの障害への理解】子どもや障害の理解があると働きやすい/障害児・者に理解がある/私の子どものことを理解してくれている/子どもの状況を理解して対応してくれているが、今後も理解し続けてくれると良い 【障害児を持つ親への理解】障害を持つ子どもの親への理解/障害を持つ子の親が働く事への理解/子どもの用事で休みをとることへの理解がある/子の為に休むことへの理解と体制/子育て、学校行事(参加)へのサポート・協力があること/障害のある

子がいるという事を正直に告げ、それでも雇用できるかどうか 【周囲の人や上司の理解】学校 行事や、子どもの病気のときは出勤が難しいので、その時の上司の対応が一番気になる/周りの 方の理解がないと就労は難しい/上司の理解

4)その他

【仕事内容・給料・通勤など】職員の対応、仕事内容/会社の経営が安定すること/「自分の条件」に合う職場を見つけること/時給の値上げ/家から通勤が可能なこと/人間関係にストレスを感じない 【今のままで問題はない】良好/良いと思います/今のままで大丈夫/今のままでよい/今の職場では、とくになし

表 2 今後の就労の開始に向けて「職場」に求めること(非就労者)

①勤務の時間帯

【時間帯の柔軟性】日時など融通がきく/休日や早退,フレックス出勤がしやすい 【短時間勤務】短時間勤務/短時間で週に何日か/パートタイムで職がみつかれば/子どもがいない時間にパートで働ける/昼間14:00までしか自由な時間がとれないのでパートの仕事を希望 【出勤・退勤時間】子どもが帰って来る時間と重ならない/子どもの通学(通所)の時間内 【夜勤や残業がないこと】夜勤が少ない/残業が当然の職場は難しい

②休暇の取得しやすさ

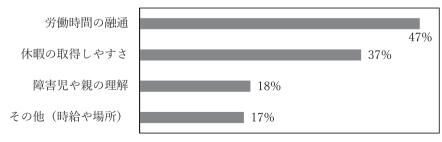
【土日・休日】土・日が休み/休みが取りやすい/土・日・祝日が休みである/休日や早退,フレックス出勤がしやすい 【子どもの体調不良時や学校行事など】学校の行事や子どもの体調不調時に休みがとれる/家族の病気の時に休日が認めてもらえる/子どもの急病等でも休みをとれる/子どもが急に熱をだしても年休がとれる/子どもの学校行事等にあわせて休日がとれる

③ 障害や障害児の親への理解

子どもの病気や、学校行事等への理解/家庭の事情を理解してもらえる/学校の行事や子どもが休んだとき、急なお迎えに行くことになった時、理解してくれるところがもっとあれば/制度という前に(職場で)配慮しあっていけるといい/障害がある子どもがいると嫌がられる場合がある。働ける時間がかぎられてしまい、なかなか難しい

4)その他

自宅から近い/内職/子どもたちに負担をかけない条件でできること



92 名の回答内容を分類したものである。

図1 障害児の母親が就労のために職場に要望すること

図1に見るように、母親らの記述内容で最も多かったのは、「勤務時間」(47%) に関する記述であり、子どもの登下校の時間に支障がない形での勤務時間帯 (短時間勤務、シフトの柔軟性、夜勤や時間外勤務が無いなど) を望む記述が多くみられた。

次いで、「休暇の取得しやすさ」(37%) として、平常時だけでなく、子どもの体調不良時や学校行事の際に休暇を取得できることが挙げられた。また、介護休暇・介護休業の取得や、障害児の育児を考慮した育児支援制度にも言及があった。

また,「障害や障害児の親への理解」(18%)として,子どもや障害に対する理解や,障害児の親が働くことへの理解,子どもの体調や学校行事の際に休みを取ることへの理解などが挙げられた。また,同僚・上司の理解を求める記述が見られた。最後に,その他(17%)としては、仕事の内容や家から近いことなどが挙げられた。

福祉サービスへの要望

図2に、「福祉サービスへの要望」の記述内容をカテゴリ別に分類した結果を示す。また、 表3、表4に、母親らによって記入された自由記述の内容を示す。

表3 就労の継続に向けて「福祉サービス」に求めること(就労者)

①平日の利用時間

時間の延長/延長可のシステム/預かってくれる時間が長いこと/時間が長くなると良い/時間外延長ができれば/時間的制限がない/放課後児童デイ,日中一時支援,サービスの時間が長くなるとよい/児童クラブの時間延長,/児童デイサービスの時間を18時半までに延長(現在利用している所は17~18時の間に送ってくれるか17時半までにお迎えのどちらか)/利用時間帯の幅があるとよい/早朝あずかり等に対応してもらえる/児童クラブの利用日数の増加

②休日・長期休暇の開所

休みの日、あずける所がある/休日のあずかり/土・日・祝日もディサービスが利用できる/休日の利用が可能になれば良い/休日も福祉サービスが利用できる/土曜日の8時位から見てくれるところがあればどんなにいいか/長期休暇中せめて8:30から利用できるといい(現在は利用時間が9:00~18:00) / 長期休暇中のサービス(児童ディ)の利用/長期休みに預ける場所がある/長期休暇中の預り時間の延長(ただし長ければいいわけではない。支援体制がきちんと整っており安心して預けられる場所)であることが一番/ディサービスを利用していますが、夏休みなど朝9時からなので仕事に間に合わず、困っている/兄弟の運動会の時いつも見ていられなくて、途中で帰ったりディサービスも土曜日やっていなかったり朝遅かったりして、土曜日の8時位から見てくれるところがあればどんなにいいかと思います。祖父母に見てもらって運動会に行くので、孫の運動会も祖父母は観に来られません

③子の体調や障害レベルへの対応

【緊急時の利用(学級閉鎖時)や本人体調不良の時】子どもが病気でも、多少の合意のもとに預かってくれる/子どもの体調が悪い時でも、安心して預けられる/病後保育の体制/学級・学校閉鎖の際に預けられる体制/インフルエンザ等の学校閉鎖時、本人は元気な場合に受け入れて、朝早くから開けてくれる 【障害特性への対応】利用する人を選ばずに受け入れてくれる施設の充実

4)その他

【施設の量の拡大】施設等の確保が難しい(数が少ない)/子どもをあずかってくれる体制がもっとできる/日中一時や児童デイがもう少しほしい/レスパイト先の充実,または自宅でみていてくれる訪問看護等の充実/自立支援法におけるサービスを提供する事業所の増加。使える権利があっても使う場所がない!【送迎のサービスや利用料金】日中一時支援,児童デイ等が、安く使

える/利用代金が減ればもっと利用したい/ (料金が) 低額で利用できる/利用料金が国からの助成金によりまかなえる/学校等への送迎 (現在は利用不可) / 自宅までの送迎/デイサービスがもっと(自宅から) 近い場所にあると良い 【その他】親の就労の有無を問わず、常時サポートが受けられるデイサービス(日中一時支援)の利用を、週2~3回/放課後等デイサービスの利用,日中一時支援の利用/学童・託児所/日中一時支援・移動支援の利用/日中一時支援の利用/利用を始めなければならない/複数の事業所を上手く使いながら家族の負担を減らし、子ども本人の生活の充実もはかれるよう

表 4 今後の就労の開始に向けて「福祉サービス」に求めること(非就労者)

①平日の利用時間

休日や時間の融通がきくこと。もう少し、就労時間に合ったサービスがあるといい/下校以降、 託児できる/長い休みになると朝の(開所)時間がおそいので、できる仕事がかぎられています /延長預り/長い時間預かってくれる/利用時間を長く

②休日・長期休暇の開所

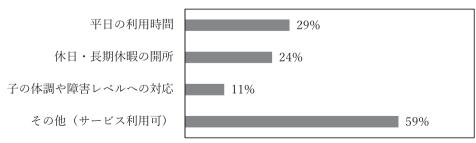
子どもを土・日も預かってくれるような所/児童デイサービス・日中一時の土・日・祝も開所していること/土・日・祝日なども預かってくれる所/土日の開所/日中一時のような支援で土・日も預けられるようになると良い

③子の体調や障害レベルへの対応

【緊急時の利用(学級閉鎖時)や本人体調不良の時】緊急預り(子)【障害特性への対応】障がいのレベルによって、支援(日中一時)やデイを利用することができなかったりするので、もう少しどのレベルでも気軽に見てくれるところがあればよい/医療的ケアのある子をうけ入れてくれる施設の増加(学校の看護師の勤務時間が9時からになると助かる)

4)その他

【施設の量の拡大】もっとデイサービスを増やしてほしい/利用者数の増加で入れない事が多いので、施設・サービスの拡大 【送迎のサービスや利用料金】送迎を両方している所があれば、安い料金で/放課後や長期休暇中のあずかりの利用料金の減額 【その他】利用を増やす/学校が長期のお休みの時だけの利用なので、学校帰りあずけて日々仕事をしようかなと思います/デイサービス/デイサービスに入る/上の子だけデイサービス/デイサービス,日中一時支援など/デイサービスが近くにあって、子どもを安全に2人受け入れてくれる所 【場所が近い】もう少し家から近い所にあれば/自字近くに施設がある



回答者85名の記述内容をカテゴリ別に分類したものである。

図2 母親が就労のために福祉サービスに要望すること

図 2 に見るように、最も多かったのは「平日の利用時間」(29%) に関することであり、放課後等デイサービスの時間延長を望む記述が多く見られた。次いで「休日・長期休暇中の開所」(24%) として、休日もサービスが利用できることや、長期休暇(夏休みや冬休み)中に、午前 9 時よりも早い時間から開所してほしいという回答が見られた。次いで多かったのが、「子の体調や障害の状態によらず受け入れてくれること」(12%)への要望であった。子どもの体調不良時や病気後も預かってくれることや、利用者の障害の状態によって選別されない受け入れなどが挙げられている。

なお、「その他」(59%) に分類された記述としては、施設の量の拡大やサービスの利便性(場所や料金、送迎サービス等) のほか、「デイサービス」「日中一時支援」など、サービス名のみを記している回答も多かった。これらは、現在は利用していないが今後このサービスを利用したいという意味での記述ではないかと考えられる。

考 察

本研究では、障害児の母親の就労支援を考えるため、母親らが、今後の就労に向けて、 どのような要望を職場や福祉サービスに対して抱いているのかを調べた。

具体的には、Ejiri & Matsuzawa(2019)の調査において、知的障害児(6~18歳)の母親らに「どのような条件がそろえば仕事に就く(続ける)ことができるか」と質問した際に得られた回答を分析した。その結果、以下のことが明らかとなった。

まず、職場への要望、福祉サービスへの要望の両者に共通して多かったのが「時間」への言及であった。障害児の母親の多くは、職場に対しては育児に支障の無い勤務時間を望み、福祉サービスに対しては、就労が可能な支援時間、すなわちサービス提供時間を望んでいた。母親らが両者の時間の調整に苦慮している様子が伺える。今後、障害児の母親の就労を支援していくうえで、この「時間」の問題は、最初に取り組むべき問題の一つであるう。

ただし、通常学校に通う児童が主に利用する学童保育所とは異なり、障害児が利用する放課後等デイサービスは、あくまで障害児の発達支援を目的としたものであり、保護者(特に母親)の就労支援を主たる目的としたものではない。放課後等デイサービスを提供する事業所が通常の時間を超えて延長支援をするには、相応の理由のもと、管轄の行政庁に対して届け出なければならず、また、ある程度人員配置上の余裕がないと延長支援を行うことは難しい。こうした状況のもと、現在、放課後等デイサービスにおいて延長支援を行っている事業所は、全体の13%にとどまるという(みずほ情報総研、2020)。

なお、通常学校に通う児童の場合は、小学校高学年頃になると、多くの子どもが下校後、大人の監護下を離れ、ひとりで過ごせるようになる。したがって、就労する保護者(母親)の抱える「時間」の問題はこの時期に解消されることが多い。すなわち、子どもの下校時刻に間に合うよう勤務時間を短縮したり、逆に学童の延長保育を利用したりといった調整は、子の成長に伴い減っていく。しかし障害児の場合、学年が上がればひとりで放課後の時間を過ごせるようになるかというと、そうとは限らない。したがって、保護者の抱える「時間」の問題は、障害のない子をもつ保護者に比べて、より長期間にわたって続くこととなる。

本稿の冒頭節でも述べたように、現在、働いていない障害児の母親の6割近くが、今後

の就労を望んでいる。しかし、本研究の結果(母親が職場と福祉サービスの時間の調整に 苦慮していること)や、考察で述べたこと(放課後等デイサービスにおける延長支援が 1 割強の事業所にとどまること)をふまえると、今後、これらの母親の就労が可能となるためには、まずは、社会の側が、障害児の母親における就労の意欲やニーズを認識するとともに、本研究で示したような、母親たち自身の、職場や福祉サービスに対する要望に耳を 傾ける必要があるだろう。そのうえで、職場においては勤務時間の調整や、子どものケアに伴う休暇取得への配慮、また、福祉サービスに関しては制度設計の見直しを進めていくことが重要なのではないかと考える。

最後に、本研究の問題点としては、対象者数の少なさが挙げられる。今回、分析対象とした母親の数は174名であり、母親たちの多様な要望をとらえるには十分な数ではなかった。今後より大規模の調査データをもとに、本研究で扱った問題を検討していく必要があるだろう。

また、本研究は、障害児の母親のみを対象としたため、障害のない子どもの母親が職場や学童保育所に対してどのような要望をもっているのか、また、両グループの母親のあいだで要望の内容は異なるのかを調べることはできなかった。今後、両者を比較検討することで、障害児の親ならではの要望を明らかにすることができるだろう。これについては今後の研究課題としたい。

引用文献

- 江尻桂子 (2013) 障害児の母親における就労の現状と課題—国内外の研究動向と展望— 特殊教育 学研究, 51(5), 431-440 DOI: https://doi.org/10.6033/tokkyou.51.431
- Ejiri, K. & Matsuzawa, A. (2019) Factors associated with employment of mothers caring for children with intellectual disabilities. International Journal of Developmental Disabilities, 65(4), 239-247. DOI: 10.1080/20473869.2017.1407862
- みずほ情報総研(2020) 厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業:放課後等デイサービスの実 態把握及び質に関する調査研究(令和2年3月)

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654183.pdf (アクセス日: 2023年9月30日)

付 記

本研究は科学研究費基盤C(20K03374・25510007)を受けて行われた。いずれも第一著者が研究代表者である。

What work environment and childcare services mothers of children with disabilities consider are necessary for their employment?:

A questionnaire survey on mothers caring for school-aged children with intellectual disabilities

Keiko Ejiri (Ibaraki Christian University), Akemi Matsuzawa (Hokkaido University)

Abstract

This study examined what work environment and childcare services mothers of children with disabilities consider are necessary for their employment. We conducted a secondary analysis of data from our previous questionnaire survey on 174 mothers of children with intellectual disabilities (Ejiri & Matsuzawa, 2019). Mothers' responses to the above questions, which are open-ended statements, were analyzed. The results showed that the mothers desired shorter and more flexible working hours to balance childcare and paid work. They also wanted longer hours for after-school childcare services provided at welfare facilities. The results indicated that mothers of children with disabilities had difficulties in adjusting their hours to balance paid work and childcare. The issue of work hours and the hours of childcare services provided should be addressed to support the employment of mothers of children with disabilities.